

指名停止等一覧表

期間：令和2年4月1日～令和2年6月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間		当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25 - 1	自:令和2年6月29日 至:令和2年7月28日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準） 第16号 (不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正 又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当 であると認められるとき。	大成建設株式会社が請け負った鹿児島市内の耐震改修工事にて、アスベストの 除去作業の仕事を開始するにあたり、仕事の開始の日の14日前までに鹿児島労働 基準監督署長に計画の届出を行わなかったとして、令和2年4月3日、労働安全衛 生法違反で鹿児島簡易裁判所より同社作業所長に対し、罰金の略式命令が出され た。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6 月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知:最終改正令和元年7月1日元 林政政第170号)の別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。